岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画（第２版）の概要

第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

意義　新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能。そのため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要。

目的　国民の生命及び健康を保護し、感染による社会経済への影響を最小化するため、国や地方公共団体、事業者の責務を規定。

対象となる感染症　①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症（病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

背景　特措法第６条に基づき平成 25 年６月、政府が行動計画を策定。令和６年７月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画を改定した。

本市　政府及び府行動計画の策定を踏まえ、特措法第８条に基づき、平成 26 年３月に市行動計画を策定。今般、政府及び府行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定した。

第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

１．新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

・患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。

・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

・対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。

・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務等の維持に努める。

２．新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

・発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

・特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、広範な呼吸器感染症に対応できるよう、対策の選択肢を示す。

・時期に応じた戦略

＜準備期＞（発生前の段階）

戦略：新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備。

＜初動期＞（政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間）

戦略：病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。

＜対応期＞（基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

戦略：リスク評価を行い、とるべき対策を柔軟に変化させる。

３．様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

（１）有事のシナリオの考え方

・過去の感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとする。

（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

・感染症の特性等に応じて幅広く対応するため、対策を柔軟かつ機動的な切替えができるよう初動期及び対応期のシナリオを想定。

４．新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

（１）平時の備えの整理や拡充

・平時の備えを充実させ、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

・市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（３）基本的人権の尊重

・感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等を防ぎ、社会的弱者への配慮に留意。

（４）危機管理としての特措法の性格

・特措法は、どのような場合にも緊急事態措置等の措置を講ずるものではないことに留意。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

・政府、府及び市町村は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（６）感染症危機下の災害対応

・市を中心に避難所施設の確保等を進め、府及び市において避難のための情報共有等の連携体制を整える。

（７）記録の作成や保存

・本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

５．新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

・国…国際的な連携、ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進

・府…医療提供体制、検査体制を整備

・市…住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援

・保健所…感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携

・医療機関…発熱外来等医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣

・事業者や市民…感染症対策の実施、衛生用品等の備蓄

６．新型インフルエンザ等の対策項目

①実施体制

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

③まん延防止

④ワクチン

⑤保健

⑥物資

⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

７．新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

（１）EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

・データを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施。

（２）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

・自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行う。

（３）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

・訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていく。

（４）定期的なフォローアップと必要な見直し

・概ね６年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講じるとされている。本市は、政府及び府行動計画の改定等を踏まえて市行動計画の見直しを行う。

	準 備 期	初 動 期	対 応 期
①実施体制	（１）実践的な訓練の実施 ・政府及び府行動計画を踏まえた実践的な訓練を実施する。 （２）市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・学識経験者等の意見を基に市行動計画を作成・変更する。 （３）国及び地方公共団体等の連携の強化 ・平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	（１）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・対策本部を設置することを検討する。 （２）迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・国からの財政支援を有効に活用することを検討する。	（１）基本となる実施体制の在り方 ・職員の派遣・応援への対応や必要な財政上の措置を行う。 （２）緊急事態措置の検討等について ・緊急事態宣言が発令（解除）された際は、適宜市対策本部を設置（廃止）する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	（１）新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 ・感染対策等や偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発を行う。	（１）情報提供・共有について ・高齢者や子ども、日本語能力が十分でない外国人等配慮が必要な者に理解しやすい方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。 （２）双方向のコミュニケーションの実施 ・国または府が設置した情報提供等のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表等を通じて速やかな情報提供体制を構築する。 （３）偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・感染者等に対する偏見・差別等は、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。	
③まん延防止	（１）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・基本的な感染対策の普及を図る。 ・有事の対応等について、平時から理解促進を図る。	（１）国内でのまん延防止対策の準備 ・国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。	（１）緊急事態措置の実施 ・緊急事態宣言が発令された際は、適宜市対策本部を設置し、当該区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う。
④ワクチン 新規項目	（１）ワクチンの接種に必要な資材の準備 （２）ワクチンの供給体制 ・供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。 （３）接種体制の構築 ・接種に必要な人員等を含めた接種体制の構築を検討する。 （４）情報提供・共有	（１）接種体制 ・接種予定数の把握、接種の勧奨方法や予約の受付方法についての検討等を開始する。	（１）ワクチンや必要な資材の供給 ・各市に割り当てられた量の範囲内で、割り当てを行う。 （２）接種体制 ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 （３）健康被害救済 （４）情報提供・共有
⑤保健 新規項目	（１）　人材の派遣等について ・市は、所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進する。	（１）地域医療提供体制や医療機関への受診方法等についての周知 ・府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。	（１）主な対応業務の実施 ・府が実施する健康観察への協力や、府が実施するサービスの提供等又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 ・府と協力し、地域の医療提供体制等の情報について、市民等に周知する。
⑥物資 新規項目	（１）感染症対策物資等の備蓄等 ・感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ・消防機関は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。	（１）感染症対策物資等の備蓄等 ・感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ・消防機関は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。	（１）感染症対策物資等の使用等 ・必要に応じ感染症対策物資等を使用し、備蓄状況等の確認（補充等）を行う。 ・消防機関は、個人防護具を使用し、不足が生じる恐れがあるときは、必要に応じ、補充等を行う。
⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	（１）情報共有体制の整備 （２）支援の実施に係る仕組みの整備 ・DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。 （３）物資及び資材の備蓄 ・必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。また、事業者や住民に対し、それらの備蓄を行うことを勧奨する。 （４）生活支援を要する者への支援等の準備 （５）火葬体制の構築 ・府の火葬体制を踏まえた火葬の適切な実施の調整等を行う。	（１）物資及び資材の備蓄 ・必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。また、事業者や住民に対し、それらの備蓄を行うことを推奨する。 （２）遺体の火葬・安置 ・一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。	（１）住民の生活の安定の確保を対象とした対応 ・要配慮者等への生活支援、教育等に関する支援等を行う。 （２）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・事業者に対する支援、水の安定的かつ適切な供給を行う。 （３）市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応 ・まん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。 ・まん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。